

APT WTSA-20準備会合第2回の結果概要

総務省 国際戦略局 通信規格課

1. はじめに

2020年5月13日から15日にかけて、APT WTSA-20準備会合（以下、APT WTSA-20）の第2回会合が開催された。

APT WTSA-20は、4年に1度開催される国際電気通信連合電気通信標準化部門（ITU-T）の総会であるWTSA会合（World Telecommunication Standardization Assembly：世界電気通信標準化総会）に向けて、APT（Asia-Pacific Telecommunity：アジア・太平洋電気通信共同体）共同提案の作成・検討を行う会合となる。

当初は2020年4月にタイ（バンコク）での開催を予定して

いたが、COVID-19の世界的な感染拡大の影響により、開催時期の延期に加え、物理的に集合しない初の完全リモートでの開催となった。本会合へはAPT加盟国のうち、21か国及び企業・団体から約220名が参加し、我が国からは主管庁である総務省とともに、NTT、KDDI、NEC、富士通、NICT、TTC、日本ITU協会等から計17名が参加し対応した。

2. 審議体制と作業の流れ

2019年6月に開催された第1回会合で、図2に示すようにPL（Plenary Session）の下に3つのWG（Working Group）を設置することに合意した。WGごとに審議内容が割り当てられており、WG1ではITU-Tの作業方法に関する議題、WG2ではITU-Tの作業計画とSG（Study Group）再編構成に関する議題、WG3では規制・政策と標準化課題全般に関して審議が進められる。

我が国からはPL議長として前田洋一氏（TTC）が、WG1副議長として永沼美保氏（NEC）が、WG2議長として荒木則幸氏（NTT）が、WG3副議長として本堂恵利子氏（KDDI）がそれぞれ第1回会合で選出されている。

WTSA-20へのAPT共同提案（ACP：APT Common Proposal）作成に向けた作業の流れは図3のとおりである。各国からの寄書を基にWGで議論を行い、原案となるDraft PACP（PACP：Preliminary APT Common Proposal）

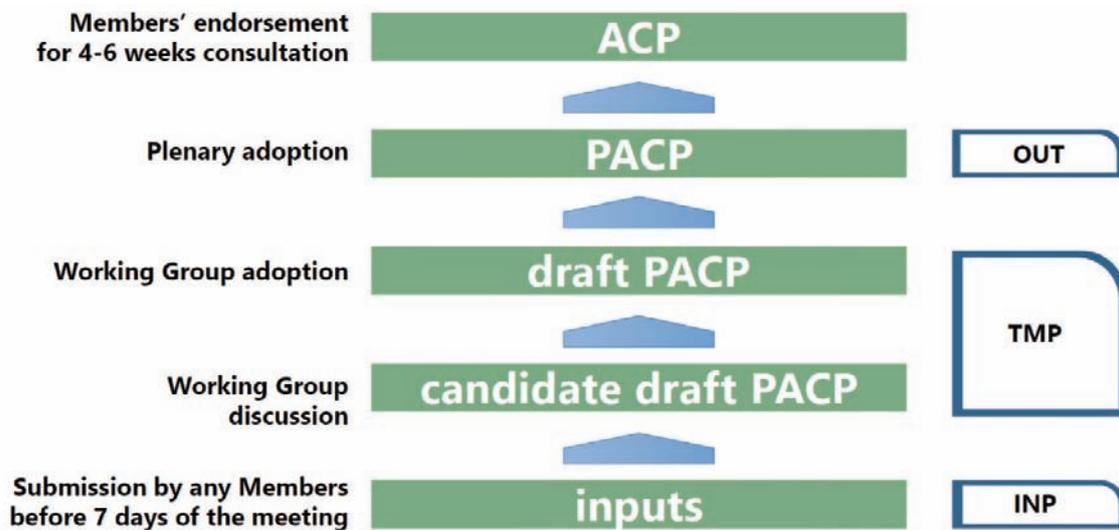


■ 図1. 会合の様子（前田議長挨拶）

審議体制及び割当て



■ 図2. APT WTSA-20準備会合審議体制



■ 図3. APT共同提案の作成フロー

を作成。作成されたDraft PACPについては、Plenary SessionでPACPとして合意後、APTの全加盟国に対して4～6週間の最終検討期間が設けられた後に、25%以上の支持等の条件を満たした場合、正式にACPとして承認される。

本会合は、First Stepの各国からの寄書提出を求める段階であり、議論時間も限られていたことから、各WGにおいては、各国からの寄書についてDraft PACPの素案となるCandidate Draft PACPの作成作業を今後進めるかどうかについて、主に議論が行われた。

3. 主な議論と結果

3.1 Opening Plenaryでの議論

開会に伴い、APT事務局長、ITU-T TSB (Telecommunication Standardization Bureau) 局長及びPL議長の挨拶があり、本会合において期待することが述べられた。

APT事務局からCOVID-19の影響を鑑み、初の完全リモート開催となったことから、APT WTSA-20の運営委員会及び定例会議について、オンライン開催を可能とする変更案が提出され承認された。

Opening Plenaryでは事務局からの連絡のほか、APT以外の地域組織でのWTSA-20に向けた準備状況の情報共有が行われ、TSB局長からWTSA-20ホスト国であるインド政府との間で、COVID-19の影響による開催日程の変更などについて議論中である旨が共有され、また、同じく地域組織であるCEPT (Conference of European Post and Telecommunication: 欧州郵便電気通信主管庁会議)、CITEL (The Secretariat of the Inter-American Tele-

communication Commission: アメリカ大陸諸国間電気通信委員会) 及びRCC (Regional Commonwealth in the Field of Communications) の参加者から、各組織の準備状況について紹介がなされた。

3.2 WG1 “ITU-T Working Methods”

WG1では他の地域組織 (CEPT、CITEL、RCC) から、決議関係の準備状況について情報共有が行われ、各地域組織で検討が行われている決議の修正・廃止の詳細な一覧が共有されたほか、中国から2件の寄書が提案され、議論がなされた。

ITU-T勧告A.11に関する寄書は、承認手続きの記述の明確化に関する追記の提案であり、決議67“連合の公用言語のITU-Tでの平等な使用”に関する寄書は、会議の平等性を保つためのTSBへの要望を提案する内容のため、各国からは特に反対意見は出ず、両文書を今後Candidate Draft PACPとして作業を進めることで合意した。また、議長からWTSAでの地域フォーカスポイントとコーディネーター及び決議の合理化に関するTSAGからのリエゾン文書の紹介を行い、先述の両文書と併せてTSAGへの返答に関する寄書を募るとした。

今後の流れとしては、WG1議長からは次回会合 (第3回) でCandidate Draft PACPを作成し、最終となる第4回会合でPlenary Sessionに提示するため、次回会合では各国に対して、APT事務局が提供するPACPのテンプレートをベースに寄書を作成するよう発言がなされた。

3.3 WG2 “ITU-T Work Organization”

SG再編に関する議論は2019年末より、TSB局長から各SGに投げ掛けられており、2020年2月のTSAG会合にて各国からの寄書を基に一度議論が行われており、TSAGからのリエゾン文書のうち、ハイレベルな再編原則とSG再編構成案の検討状況がWG2議長より紹介された。その際にWG2議長より、SG再編に関する議論について今会合では、ハイレベルな再編原則に関連する上位レイヤーの観点、各国からの具体案に関連する観点の、2つの観点で議論を進めることが示された。

ハイレベルな再編原則に関連する議論は、オーストラリア、日本、マレーシア、中国からの提案に基づいて議論が行われた。TSAGからハイレベルな再編原則について各地域から意見の返答を求められており、オーストラリアは現状の再編原則をサポートした上で、APT地域が重要と考えている観点が原則にどのように盛り込まれているかを共有し、我が国も現状の再編原則はSGに求められる考え方を網羅できているとし、再編に関しては各SGでの議論を尊重すべきであるとの提案を行い、各国からも再編原則の変更は必要ないということで合意を得た。また、中国からは現状の再編原則を更に細分化して、再編原則の評価指標に関する意見も併せて提案されたが、今会合では議論時間が十分になかったこともあり、次回以降に継続して議論を行うこととされた。

SG再編の具体案に関する議論については、TSAG会合において提案されたTSB局長のたたき台 (Food for thoughts)* が検討のベースとなりつつあり、今会合では、ベトナム、韓国、中国から具体的な構成提案が紹介された。ベトナムは構成案の一部については異なる見解を示したものの、おおむねはTSB局長からの提案を支持すると発言し、韓国もSG17については単独存続を主張したが、その他のTSB局長提案内容については支持を提案した。一方で、中国は既存のSG構成は変更せずに維持することを強く主張した。

また、今会合にて、CEPTからは地域情報の共有があり、CEPTではSG数を8個に削減する提案を行う方向で検討していることが共有された。

今会合では他のWG同様に、議論の時間が十分に取れず、APT地域内でも意見が大きく異なっているため、SG再編案について合意の方向性も得られていない状況であるが、今会合への入力情報を踏まえて、次回会合へは具体案を提出することへの期待がWG2議長から述べられた。

3.4 WG3 “Regulatory/Policy and Standardization Related Issues”

規制/政策及び標準化課題を担当するWG3に対しては、23件の寄書が提出された。そのうち新決議の作成提案は3件あった。

韓国からCOVID-19を含む世界的なパンデミックに対するICTの役割を強調するための新決議提案を議論する提案が行われ、複数の国から支持する発言があったものの、インドネシアからは決議の合理化の観点から、新決議の必要性について議論すべきとの発言があった。同じく韓国から機械学習及び深層学習を含むAIに関する新決議案を議論する提案があった。日本からPP-18においてAIに関する新決議が政策及び規制問題を扱う立場の違いから合意されなかった事例を挙げ、技術的課題に集中することを提案、韓国から同意する旨の回答があった。中国から、SG5、11、12、13、16、17、20に対してマシビジョンに関する研究を行うよう指示する新決議提案が行われた。ベトナムから新SG設立に匹敵するほどの膨大な作業量を伴うものであるから慎重に議論すべきとの発言があった。

併せて、決議50 “サイバーセキュリティ”、決議52 “スパム対策”、決議92 “IMT-2020 and beyond”、決議96 “偽装対策”、決議98 “IoT&SCC” 等に対し、修正提案が行われた。

リモート開催により検討の時間が短いことを補うため、6月16日及び17日に中間会合を開催し、複数の提案が行われた決議に対してドラフティングを行うことに合意した。中間会合では時間節約のため、提出遅延のため情報文書扱いとなったインドからの寄書についても併せて議論を行うこととなった。

3.5 Closing Plenaryでの議論

Closing Plenaryにて、WGごとのレポートが簡潔にレビューされ、今後のスケジュール等について共有がなされた。次回のAPT WTSA-20の第3回会合は7月13日から17日まで、第4回会合は9月29日から10月2日までを予定している（その後、11月16日から20日に延期と発表）旨が共有され、WG3に関しては6月に中間会合を開催する旨の連絡が改めてなされ、APT事務局長及びPL議長より、完全リモート開催にあたり、各参加国の協力に感謝の意が述べられ、閉会となった。

* <https://www.itu.int/md/T17-TSAG-200210-TD-GEN-0717/en>